

銀行監督者の名声重視と銀行規制*

永田 邦和

1. はじめに

銀行業は、非常に厳しく規制されている。しかし、多くの国々が銀行危機を経験したことを踏まえると、銀行規制が有効に機能していたとは言い難い。銀行規制の有効性に関しては、Merton (1977) を始めとした預金保険の研究や、Kim and Santomero (1988) や Gennote and Pyle (1991) 等による自己資本比率規制の研究、Davies and McManus (1991) や Mailath and Mester (1994) 等の銀行閉鎖政策の研究がある¹。これらの研究によると、銀行規制の導入や運営において、銀行のインセンティブが考慮されていなかったために、銀行規制は、高いリスクを選択しようとするインセンティブを、銀行に与えてしまった。銀行規制が有効に機能するためには、監督当局は、規制を課すときに、銀行のインセンティブを考慮しなければならない。

これらの研究では、監督当局は、社会厚生を最大化を目的に行動すると仮定していた。この仮定を修正し、銀行規制を担当している銀行監督者が、私的利益も考慮していると仮定して、銀行規制の有効性を分析した研究には、Campbell, Chan, and Marino (1992) や Boot and Thakor (1993)、藤原 (2000)、永田・三隅 (2000)、永田 (2002) がある²。Campbell et.al. (1992) と藤原 (2000) は、銀行監督の成果が、監督者の努力水準に依存するとき、私的利益を追求する銀行監督者が、低い努力水準を選択する可能性を取り上げている。努力水準を引き上げると、監督者の私的コストが増加するので、銀行監督者は、高い努力水準を選択しない。Campbell et. al. (1992) では、監督者の報酬と銀行監督の成果を連動させるような報酬体系のもとで、銀行監督者が、社会的に最適な高い努力水準を選択するかどうかについて分析している。藤原 (2000) は、日本の銀行監督において、賄賂が、検査官に対する能力給の役割を果たしていたことを指摘している。銀行経営者は、自行の不健全性に関する情報を隠蔽してもらうために、検査官に賄賂を渡そうとする。銀行の不健全性を見抜くと賄賂が手に入るので、検査官は努力水準を高め、銀行の情報を入手しようとする。しかし、検査官が努力水準を高め、銀行の私的情報を入手しても、その情報は銀行監督には生かされないの

* 本稿は、2002年度日本金融学会春季大会（横浜市立大学）及び2004年度西日本理論経済学会第128例会（久留米大学）における報告論文を修正したものである。本稿の作成過程において、小川英治（一橋大学）、清水啓典（一橋大学）、三隅隆司（一橋大学）、安田行宏（東京経済大学）の各先生方と、2002年度日本金融学会春季大会における討論者の酒井良清先生（横浜市立大学）、西日本理論経済学会第128例会における討論者の後藤尚久先生（北九州市立大学）から有益なコメントをいただいたことに、深く感謝いたします。また、本稿は、文部科学省科学研究費補助金（若手研究(B)、課題番号14730070）による研究成果の一部である。

¹ 銀行閉鎖政策とは、銀行の存続・閉鎖に関する意思決定である。

² この分野の研究に関する詳細は、永田 (2000) を参照。

で、社会厚生は増加しない。

銀行監督者が考慮する私的利益には、監督者の能力に関する名声（評判）もある。Kane (1989, 1990) は、米国の事例をもとに、銀行監督者が、名声を守るために、破綻した銀行を存続させた可能性を指摘した。銀行監督者が自己の名声を重視するのは、名声が高いと、退職後の再就職先で（天引き先で）、高い報酬を得ることができるからである。また、戸谷 (2003) が指摘しているように、監督当局が、組織存続の危機に直面したときに、国民からの評判を重視する可能性もある。

銀行監督者が社会厚生だけでなく、自己の名声も考慮していると仮定した研究には、銀行閉鎖政策を取り上げた Boot and Thakor (1993) や永田・三隅 (2000)、銀行監督を分析した永田 (2002) がある。銀行が破綻し閉鎖されると、過去の監督や情報収集において、銀行監督者が失敗した可能性が高いと判断されるので、監督者の名声に傷がつく。Boot and Thakor (1993) や永田・三隅 (2000) は、銀行監督者が名声を重視すると、破綻した銀行を閉鎖することに消極的になることを示した。さらに、永田・三隅 (2000) では、銀行の閉鎖に関する二回意思決定を想定している。この想定のもとでは、一回目の意思決定において、現在の意思決定の失敗が将来明らかになるのを恐れて、将来の意思決定を放棄するような決定がなされる可能性がある。それは、現在、銀行の状態を観察できず、銀行を存続させるのが最適であっても、将来、銀行が支払不能状態であることを知ってから閉鎖すると名声を失うので、現時点で銀行を閉鎖するのに積極的になることである。永田 (2002) は、銀行監督者が名声を重視すると、能力の低い監督者が選択する努力水準は、社会厚生を最大にする最適な水準を上回ることを示した。高い名声を得るためには、銀行の破綻を回避しなければならないので、能力の低い監督者は、社会厚生が減少するほどの監督コストを発生させてまでも、努力水準を引き上げようとする。

銀行監督者の名声重視を分析した Boot and Thakor (1993) や永田・三隅 (2000)、永田 (2002) では、銀行監督と銀行閉鎖政策を個別に取り上げており、監督者が銀行監督と閉鎖政策の両方で意思決定を行う状況を考察していない。しかし、監督者は、銀行規制に関する単一の業務だけでなく、複数の業務を担当している可能性がある。特に、銀行の閉鎖や存続を決定する権限を持つ監督者であれば、事前の銀行監督に関しても重要な意思決定を行っていると考えられる。そこで、本稿では、銀行監督者が、銀行監督の努力水準の選択だけでなく、閉鎖政策の意思決定も行うという状況で、監督者の名声重視が、銀行監督と閉鎖政策にどのような影響を与えるかを分析する。また、複数の規制を取り上げることで、戸谷 (2003) で指摘されているような、監督当局全体の名声重視も分析することができる。

銀行規制に関する研究では、各種の規制を個別に取り上げることが多く、規制間の相互関係を分析したものは、それほど多くない。しかし、銀行の破綻に対処する事後の閉鎖政策やセーフティネットは、銀行の破綻を防止するための事前の規制に影響を与える³。本稿では、銀行監督者の名声重

³ 清水・堀内 (1997) は、事後のセーフティネットが、事前の規制に与える影響を分析している。日本のセーフティネットは、預金者だけでなく、ほとんどの資金提供者を保護するように運営されていたので、銀行への市場規律を阻害していた。そして、競争制限的規制を通じてレントを与えることで、銀行のリスクテイク・インセンティブを抑制していた。1980年代以降の金融自由化により、レントが減少したために、銀行が高いリスクを選択するようになった可能性がある。

視により、銀行閉鎖政策が非効率になるときに、その非効率性が、事前の銀行監督にどのような影響を与えるかを考察することができる。

本稿の構成は、以下の通りである。第2節では、本稿のモデルの概要を説明する。第3節では、銀行監督者が社会厚生を最大化を目的にしている最善のケースを考察する。第4節では、銀行監督者の名声重視のケースを考察する。第5節では、本稿の考察結果を整理する。

2. モデルの概要

本稿では、銀行監督と閉鎖政策の担当者を、銀行監督者と呼ぶ。銀行監督は、監督者が、銀行を監視し、問題があれば経営に介入し、裁量的に指導することである。銀行閉鎖政策は、監督者が、経営状態に応じて、銀行の閉鎖・存続を裁量的に決定することである。

本稿のモデルは、以下のような2期間モデルである。第1期に、銀行監督者は、銀行監督と閉鎖政策を担当している。第2期では、監督者は、政府部門を退職し、民間企業に再就職する。本稿では、名声を重視する監督者が、銀行監督と閉鎖政策において、どのような意思決定を行うかを分析するので、第1期の意思決定に焦点を当てる。簡単化のために、第2期では、銀行監督者は意思決定を行わないものとする。

2.1. 第1期：銀行監督と銀行閉鎖政策

第1期では、以下のような3時点のモデルを想定する。時点0において、銀行監督者のタイプが決まる。監督者のタイプには、タイプ H とタイプ L の二種類がある。それぞれのタイプが決まる確率（事前確率）は、0.5である。時点1で、監督者は銀行監督の努力水準 q を選択し、銀行は、預金により D の資金を調達し、企業に貸し出す。簡単化のために、銀行の自己資本を考えないので、企業への貸出総額も D になる。銀行貸出は、時点3で返済され、預金も、時点3で払い戻される。なお、本稿では、銀行監督者の意思決定を分析するので、銀行経営者による資金調達額やリスクの選択を考えない。

時点2で、銀行の経営状態が実現する。銀行の経営状態は、状態 G か状態 B のどちらかである。どちらの状態が実現するかは、銀行監督者が時点1で選択した努力水準 q に依存する。状態 G は、銀行の経営が健全であるような状態である。状態 G が実現すると、時点3で貸出が確実に返済され、銀行は $Y(>D)$ の収益を得て、預金を払い戻す。一方、状態 B のもとでは、時点3になると、確率 p で、貸出が返済され、収益 Y が得られるが、確率 $1-p$ で、貸出は返済されない。時点3で貸出が返済されないと、銀行が破綻し、預金を払い戻すことができなくなる。状態 B のもとでは、資産から得られる収益の現在価値は預金額を下回ること、つまり、 $pY < D$ を仮定する。時点2において、状態 B の銀行は、資産の現在価値が預金額を下回っているため、支払不能状態、あるいは債務超過状態に陥っている。時点2で、銀行監督者は、銀行の経営状態を観察し、銀行を閉鎖するかどうかを決める。監督者が銀行を閉鎖したならば、時点2で、銀行の破綻処理が行われる。本

稿では、銀行の預金は、政府により全額保護されていると仮定する。時点2で、銀行が閉鎖された場合、政府は銀行の資産を売却し、その収入をもとに、銀行に代わり、預金者に預金を払い戻す。銀行の資産の売却収入が預金額を下回る場合、政府は、不足分と同額の公的資金を投入しなければならない。時点2で存続が認められた銀行が、時点3で破綻した場合、政府は、預金額 D と同額の公的資金を負担しなければならない。なお、預金は全額保護されているので、預金金利は安全金利と等しくなる。簡単化のために、預金金利をゼロと仮定する。

2.1.1. 銀行監督

銀行監督者は、時点1で、銀行監督の努力水準 q を選択する。ただし、 $q \in [q, \bar{q}]$, $0 < q < \bar{q} < 1$ とする。銀行監督者がタイプ H の場合、時点2において、確率 q で状態 G が実現し、確率 $1-q$ で状態 B が実現する。タイプ L の場合、確率 θq で状態 G が実現し、確率 $1-\theta q$ で状態 B が実現する。銀行監督者がどちらのタイプであっても、努力水準 q を引き上げると、状態 G が実現する可能性は高くなる。本稿では、 $0 < \theta < 1$ を仮定する。同じ努力水準を選択しても、タイプ H の銀行監督者は、タイプ L の監督者よりも、状態 G を実現させる確率が高い。タイプ H の監督者は、タイプ L の監督者よりも有能といえる。

銀行監督にはコスト（監督コスト）が伴い、監督コストは、銀行監督者の選択する努力水準 q に依存する。監督コストを $C(q)$ で示し、 $C'(q) > 0$ と $C''(q) > 0$ を仮定する。この監督コストは、銀行監督者のみが負担する私的コストと解釈できるが、銀行監督に伴う社会的コストとも解釈できる。銀行監督の過程では、監督者に提出する資料の作成や、経営改善に関する監督者との交渉等に、銀行は経営資源の一部を投入しなければならない。これらの資源が本来の業務に投入されたならば、銀行は、より質の高いサービスを提供することができ、高い収益をあげることができる。また、企業や預金者も、銀行との取引からより多くの利益を得ることができる。銀行監督のために銀行の資源の一部が費やされ、社会的な利益が失われてしまうことも、銀行監督に伴う社会的コストである。本稿では、監督コスト $C(q)$ は、銀行監督者の私的コストと、社会的コストの合計と仮定する⁴。

2.1.2. 銀行閉鎖政策

時点2で、銀行監督者は、閉鎖政策に関する意思決定を行う。実現した銀行の経営状態を観察し、監督者は、銀行を存続させるか、閉鎖するかを決める。上述のように、時点2で状態 G が実現すると、時点3で、銀行貸出は確実に返済されるので、預金も払い戻すことができる。状態 G が実現したときには、銀行を閉鎖する必要がない。銀行監督者が、銀行を閉鎖するかどうかを決めなければならないのは、銀行が支払不能状態に陥っている状態 B が実現したときである。

時点2で状態 B が実現し、銀行が閉鎖されると、政府は、銀行貸出を、企業再生ファンド等に売却する。貸出を売却したときに得られる資金を L とする。ただし、 $Y > D > L > pY$ を仮定する。

⁴ 本稿では、銀行監督者の目的関数を、社会厚生と名声からの私的利益の合計と仮定するので、監督コストの内訳を明確にしなくても、特に問題はない。

$L > pY$ より、銀行貸出の購入者は、収益の現在価値よりも高い価格を支払うことになる。本稿では、貸出の購入者は、企業再生に優れており、銀行よりも、貸出先の経営を立て直す可能性が高いと仮定する。この仮定のもとでは、収益の現在価値を上回る価格であっても、貸出を購入しようとする。政府は、貸出の売却収入と公的資金を用いて、預金者に預金 D を支払う。

一方、時点2で状態 B の銀行を存続させると、政府が負担する公的資金の規模は、時点3で貸出が返済されるかどうかによって依存する。貸出が返済されたときには、銀行は破綻しないので、政府は公的資金を投入する必要はない。しかし、時点3で貸出が返済されない場合、政府は預金額 D と同額の公的資金を投入しなければならない。

2.2. 第2期：銀行監督者の私的利益

第2期になると、銀行監督者は、政府部門を退職し、民間企業に再就職する。銀行監督者が有能であると、監督者が民間企業で担当する業務からの生産性も高くなると仮定する。民間企業は、有能な銀行監督者には高い報酬を支払い、そうでない監督者には低い報酬しか支払わない。民間企業の人事担当者は、銀行監督者が有能であるかどうかを観察できないと仮定する。人事担当者は、第1期の成果に応じて、銀行監督者の能力に関する事後確率（信念）を形成し、この事後確率に従って、監督者に報酬を支払う。

本稿では、民間企業の人事担当者を、評価者と呼ぶ。評価者は、第1期の成果に応じて、第2期の初めに、銀行監督者がタイプ H であるという事後確率（信念）を形成する。評価者が形成する信念を π とする。民間企業は、銀行監督者に対して、確率 π で報酬 w_H を支払い、確率 $1-\pi$ で報酬 w_L を支払う。ただし、 $w_H \geq w_L$ である。評価者の信念が、銀行監督者の能力に関する名声になり、第2期で得る報酬が、監督者の私的利益になる。銀行監督者の名声（評価者の信念）が高まるほど、高い報酬が手に入る可能性も高くなるので、監督者の私的利益は大きくなる。

2.3. 情報構造と均衡概念

最後に、本稿のモデルの情報構造と均衡概念について述べる。銀行監督者のタイプの事前確率は、すべての経済主体にとって観察可能であるが、銀行監督者のタイプは、監督者自身も含めて、すべての経済主体にとって観察不可能である。銀行監督者が選択する努力水準と実現した状態は、監督者だけが観察できる。評価者が観察できるのは、銀行監督者のタイプの事前確率と、時点2で銀行が閉鎖されたかどうか、時点3で銀行が破綻したかどうかである。評価者は、監督者のタイプの事前確率と観察可能な情報にもとづき、監督者が選択する努力水準や銀行を閉鎖する確率を予想し、ベイズ・ルールに従って、銀行監督者がタイプ H であるという信念を形成する。

銀行監督者は、期待効用関数を最大にするように行動すると仮定する。銀行監督者の期待効用関数 EU は、Boot and Thakor (1993) に従い、

$$EU = SW + \lambda EW \tag{1}$$

とする。 SW は社会厚生であり、社会厚生は、銀行と預金者の利益の合計から、公的資金の投入額や監督コストを差し引いたものである。 EW は、銀行監督者が第2期に得る報酬の期待値であり、監督者の私的利益である。銀行監督者は、社会厚生だけでなく、名声からの私的利益も考慮しながら、意思決定を行っている。 $\lambda (\geq 0)$ は、私的利益に対する銀行監督者のウェイトであり、監督者が私的利益をどれだけ重視しているかを示している。銀行監督者が私的利益を重視すればするほど、 λ は大きくなる。銀行監督者が社会厚生のみを目的に行動する場合、 $\lambda = 0$ になる。

本稿の均衡概念は、永田・三隅(2000)に従う。本稿で用いる均衡概念は、逐次の均衡であり、それは、以下の条件を満足する銀行監督者の努力水準と閉鎖政策に関する意思決定、監督者の能力に関する評価者の信念の組み合わせである。

条件1：評価者の信念を所与として、銀行監督者が選択する努力水準や閉鎖政策は、監督者の期待効用を最大にする。

条件2：評価者は、ベイズ・ルールに従って信念を修正する。

3. 最善の均衡

この節では、銀行監督者が社会厚生を最大化を目的に行動するケースを取り上げる。このケースでは、最善の意思決定が行われる。

3.1. 最善の銀行閉鎖政策

最初に、時点2における銀行閉鎖政策について考察する。状態 G のもとでは、銀行は確実に預金を払い戻すことができるので、銀行を存続させることが最適になる。状態 B の銀行を存続させると、時点3で、確率 p で、銀行が預金を払い戻し、確率 $1-p$ で、銀行が破綻する。銀行の存続を認めるときの社会厚生は、

$$p(Y-D) + (D-D) - (1-p)D = pY - D \quad (2)$$

となる。式(2)の左辺の第1項は、銀行の期待利潤である。第2項は、預金者の収益である。預金は全額保護されているので、預金者の収益はゼロになる。第3項は、政府の収益である。状態 B の銀行を存続させると、政府は、確率 $1-p$ で、預金額 D と同額の公的資金を投入しなければならない。

一方、状態 B の銀行を閉鎖し、貸出を売却すると、政府は L の資金を得る。 $L < D$ より、政府は、資産の売却収入と、 $D-L$ だけの公的資金を用いて、預金者に預金 D を支払う。状態 B のもとで、銀行を閉鎖したときの社会厚生は、

$$(D-D) - (D-L) = L - D \quad (3)$$

となる。式(3)の左辺の第1項は、預金者の収益であり、第2項は、政府の公的資金投入額である。

$L > pY$ より、銀行を閉鎖すると、社会厚生が大きくなる。状態 B が実現したときには、銀行を閉鎖することが最善になる。

3.2. 最善の銀行監督

次に、時点2において、最善の閉鎖政策が行われるとき、時点1で選択される銀行監督の努力水準を導出する。銀行監督者は、名声からの私的利益を一切考慮しないので、監督者の目的関数は、社会厚生関数と同一になる。社会厚生関数は、

$$\begin{aligned} SW &= 0.5(q+\theta q)(Y-D) + 0.5(1-q+1-\theta q)(L-D) - C(q) \\ &= 0.5(q+\theta q)Y + 0.5(1-q+1-\theta q)L - D - C(q) \end{aligned} \quad (4)$$

となる。最大化の一階の条件は、

$$0.5(1+\theta)(Y-L) = C'(q) \quad (5)$$

である。左辺は、銀行監督者が努力水準を引き上げたときの、時点1で評価した社会厚生の増加分であり、銀行監督の限界収益になる。それは、状態 G が実現する確率が、 $0.5(1+\theta)$ ほど高くなることと、状態 G のもとでは、状態 B よりも $Y-L$ ほど社会厚生が大きいことから成り立つ。一方、右辺は、銀行監督者が努力水準を高めたときの限界費用であり、監督コストの増加分である。それは、監督者が努力水準を高めることで被る限界不効用と、銀行監督に対してより多くの資源が配分されることの社会的コストの増加分の合計である。式(5)を満たす q を q^{FB} とすると、 q^{FB} は、社会厚生を最大にする最善の努力水準になる。

4. 銀行監督者の名声重視：名声均衡

この節では、名声からの私的利益も重視している銀行監督者が、銀行監督と閉鎖政策において、どのような意思決定を行うかを考察する。

銀行監督者は、式(1)のような期待効用関数の最大化を目的に行動している。本稿では、時点2における閉鎖政策の均衡戦略として、状態 G のとき、銀行を必ず存続させ、状態 B のとき、確率 γ で銀行を閉鎖し、確率 $1-\gamma$ で、銀行を存続させることを仮定する。時点1では、銀行監督者は、時点2における監督者にとって最適な意思決定、つまり、期待効用関数を最大にするような閉鎖政策のもとで、銀行監督の努力水準を選択する。

4.1. 銀行監督者の私的利益

最初に、銀行監督者の上述の意思決定に対して、評価者が形成する信念（銀行監督者の名声）、つまり、監督者がタイプ H であるという事後確率を導出する。銀行監督者が時点2で銀行を閉鎖したときの名声を π とする。時点2で存続を認められた銀行が、時点3で預金を払い戻したとき

の名声を π_s とし、時点 3 で破綻したときの名声を π_l とする。それぞれの名声は、

$$\pi_c(q) = \frac{0.5(1-q)\gamma}{0.5(1-q)\gamma + 0.5(1-\theta q)\gamma} = \frac{(1-q)}{(1-q) + (1-\theta q)} \quad (6)$$

$$\begin{aligned} \pi_s(q, \gamma) &= \frac{0.5\{q + (1-q)(1-\gamma)p\}}{0.5\{q + (1-q)(1-\gamma)p\} + 0.5\{\theta q + (1-\theta q)(1-\gamma)p\}} \\ &= \frac{q + (1-q)(1-\gamma)p}{q + (1-q)(1-\gamma)p + \theta q + (1-\theta q)(1-\gamma)p} \end{aligned} \quad (7)$$

$$\pi_l(q) = \frac{0.5(1-q)(1-\gamma)(1-p)}{0.5(1-q)(1-\gamma)(1-p) + 0.5(1-\theta q)(1-\gamma)(1-p)} = \frac{(1-q)}{(1-q) + (1-\theta q)} \quad (8)$$

となる。

名声の大小関係は、

$$\pi_s(q, \gamma) > \pi_c(q) = \pi_l(q)$$

である。銀行が破綻しなかったときの名声は最も高くなり、銀行が時点 2 で閉鎖されたときの名声と、時点 3 で破綻したときの名声は等しくなる。時点 3 で銀行が破綻しないときは、時点 2 で状態 G が実現したときか、存続が認められた状態 B の銀行が、預金を払い戻せたときのどちらかである。一方、銀行が時点 2 で閉鎖されるときは、状態 B が実現したときだけである。時点 3 で銀行が破綻するときも、状態 B の銀行が存続させられたときだけである。評価者は、時点 3 で銀行が預金を払い戻したことを観察すると、状態 G が実現した可能性があると考え、銀行監督者がタイプ H であるとき、状態 G が実現する確率は高くなるので、評価者は、監督者がタイプ H であるという信念を強くする。一方、時点 2 で銀行が閉鎖されたときと、時点 3 で銀行が破綻したときには、状態 B が実現していたことが評価者に対して明らかになる。銀行監督者がタイプ L であるとき、状態 B が実現する確率は高くなるので、評価者は、監督者がタイプ H であるという信念を弱くする。

式(7)を γ で微分すると、

$$\frac{\partial \pi_s(q, \gamma)}{\partial \gamma} > 0$$

となる。状態 B のときに銀行が閉鎖される確率が引き上げられると、時点 3 まで銀行が存続するときには、状態 G が実現している可能性はさらに高くなる。評価者は、時点 3 で銀行が預金を払い戻したのを観察すると、銀行監督者がタイプ H であるという信念を強くする。

なお、 $\pi_s(q, \gamma)$ に関しては、

$$\pi_s(q, 1) = \frac{1}{1+\theta} \quad (9)$$

$$\pi_s(q, 0) = \frac{q + (1-q)p}{q + (1-q)p + \theta q + (1-\theta q)p} \quad (10)$$

を満たすものとする。

上述の名声（評価者の信念）にもとづき、銀行監督者は、第2期で報酬を得る。これが⁵、銀行監督者の私的利益である。銀行が破綻しないとき、監督者は、確率 π_s で報酬 w_H を得て、確率 $1-\pi_s$ で報酬 w_L を得る。銀行が預金を払い戻せたときに、監督者が得る報酬の期待値を EW_s すると、

$$EW_s(q, \gamma) = \pi_s(q, \gamma)w_H + (1 - \pi_s(q, \gamma))w_L \quad (11)$$

となる。同様に、銀行を閉鎖したときの報酬の期待値 EW_c と、銀行が破綻したときの報酬の期待値 EW_I は、

$$EW_c(q) = \pi_c(q)w_H + (1 - \pi_c(q))w_L \quad (12)$$

$$EW_I(q) = \pi_I(q)w_H + (1 - \pi_I(q))w_L \quad (13)$$

となる。 $\pi_c(q) = \pi_I(q)$ より、 $EW_c(q) = EW_I(q)$ である。

4.2. 銀行監督者の名声重視と銀行閉鎖政策

最初に、時点2における銀行監督者の意思決定について考察する⁵。時点2で実現した状態に応じて、銀行監督者は銀行の閉鎖・存続を決定する。状態 G のとき、監督者は銀行を必ず存続させる。状態 B のとき、確率 γ で銀行を閉鎖し、確率 $1-\gamma$ で銀行を存続させる。銀行監督者は、期待効用関数 EU を最大にするように、 γ を決める。状態 B のもとで評価した銀行監督者の期待効用は、

$$EU(\gamma) = \gamma(L - D + \lambda EW_c(q)) + (1 - \gamma)[pY - D + \lambda\{pEW_s(q, \gamma) + (1 - p)EW_I(q)\}] \\ = [pY - D + \lambda\{pEW_s(q, \gamma) + (1 - p)EW_I(q)\}] + \gamma[L - pY - \lambda p(\pi_s(q, \gamma) - \pi_c(q))(w_H - w_L)] \quad (14)$$

となる。ここで、

$$W(\gamma) = \lambda p(\pi_s(q, \gamma) - \pi_c(q))(w_H - w_L) \quad (15)$$

とおく。式(15)は、状態 B の銀行を閉鎖したときに、銀行監督者が失う（社会厚生と比較した）私的利益である。時点2で銀行を閉鎖すると、存続させた銀行が破綻しなかったときよりも低い名声しか得られないので、銀行監督者が第2期で高い報酬を得る可能性は低くなる。また、

$$\frac{\partial W(\gamma)}{\partial \gamma} = \lambda p(w_H - w_L) \frac{\partial \pi_s(q, \gamma)}{\partial \gamma} > 0 \quad (16)$$

となるので、 $W(\gamma)$ は、 γ の厳密な増加関数になる。

状態 B のとき、銀行監督者が銀行を閉鎖するかどうかは、 $L-pY$ と $W(\gamma)$ の大小関係によって決

⁵ 以下の考察は、永田・三隅(2000)の考察を応用したものである。

まる。前者は、状態 B の銀行を早期に閉鎖することで得られる社会厚生を増加分である。時点 2 で状態 B の銀行を早期に閉鎖すると、時点 3 まで存続させたときよりも、負担する公的資金が少なくなる可能性がある。さらに、企業再生の専門家に貸出を売却することで、借り手企業の経営が立て直される可能性も高くなる。一方、 $W(\gamma)$ は、銀行を閉鎖することで失う監督者の私的利益である。監督者が失う私的利益が大きいと、状態 B が実現していても、銀行監督者は銀行の存続を認めようとする。そこで、以下の命題が得られる。

命題 1 銀行監督者の名声重視と銀行閉鎖政策

時点 2 で状態 G が実現したときには、銀行は存続を必ず認められる。状態 B のもとでは、 $W(\gamma)$ が γ の厳密な増加関数であるとき、銀行監督者にとって最適な銀行閉鎖政策は、以下のようになる。

1. $L-pY \geq W(1)$ のとき、銀行監督者は必ず銀行を閉鎖する ($\gamma^* = 1$)。このケースでは、銀行監督者が名声を重視していても、銀行閉鎖政策は最善になる。
2. $W(1) > L-pY > W(0)$ のとき、銀行監督者にとって最適な γ は、 $L-pY = W(\hat{\gamma})$ を満たす $\hat{\gamma}$ である ($\gamma^* = \hat{\gamma}$)。このケースでは、最善の銀行閉鎖政策は実行されない。
3. $L-pY \leq W(0)$ のとき、銀行監督者は必ず銀行を存続させる ($\gamma^* = 0$)。このケースでは、銀行が支払不能状態に陥っていても、存続が必ず認められる。

命題 1 は、Boot and Thakor (1993) や永田・三隅 (2000) の考察結果と同じである。現時点で支払不能状態にある銀行を閉鎖すると、社会厚生が大きくなる。しかし、銀行を閉鎖すると、監督者は高い名声を失うので、将来高い報酬を得られる可能性が低くなる。民間企業が支払う報酬額の差 ($w_H - w_L$) が大きいときや、監督者が私的利益を重視する傾向が強いと (λ が大きくなると)、銀行が支払不能状態であっても、監督者は銀行の存続を認めてしまう。

4. 3. 銀行監督者の名声重視と銀行監督

次に、銀行監督者の名声重視が銀行監督に与える影響を分析する。時点 2 において、命題 1 のような閉鎖政策が行われるとき、時点 1 で評価した銀行監督者の期待効用関数 $EU_1(q, \gamma^*)$ は、

$$\begin{aligned}
 EU_1(q, \gamma^*) &= 0.5(q + \theta q)(Y - D + \lambda EW_s(q, \gamma^*)) + 0.5(1 - q + 1 - \theta q)\gamma^*(L - D + \lambda EW_c(q)) \\
 &\quad + 0.5(1 - q + 1 - \theta q)(1 - \gamma^*)[pY - D + \lambda\{pEW_s(q, \gamma^*) + (1 - p)EW_l(q)\}] - C(q) \\
 &= 0.5(q + \theta q)Y + 0.5(1 - q + 1 - \theta q)\{\gamma^*L + (1 - \gamma^*)pY\} - D - C(q) + 0.5\lambda(w_H + w_L) \quad (17)
 \end{aligned}$$

になる。式(4)と比べると、式(17)では、状態 B の銀行が存続される可能性があるため、状態 B が実現したときの社会厚生が小さくなる。また、式(17)の右辺には、銀行監督者の私的利益（第 2 期に得る報酬の期待値）の項も存在する。本稿のように、監督者が自分のタイプを観察できないという仮定のもとでは、時点 1 で評価した私的利益の期待値は一定になる⁶。監督者が銀行監督の努力水準 q を引き上げて、時点 1 で評価した私的利益は変化しない。このような状態のもとでは、銀

行監督者が努力水準を引き上げることはないと思われる。しかし、以下でみるように、このような状況であっても、銀行監督者は高い努力水準を選択する可能性がある。

最初に、時点2で状態 B が実現したときに、監督者が、銀行を必ず存続させるケース ($\gamma^* = 0$) を考察する。 $\gamma^* = 0$ を式(17)に代入し、一階の条件を導出すると、

$$0.5(1+\theta)(Y-pY) = C'(q) \quad (18)$$

となる。式(18)の左辺は、銀行監督者が努力水準を引き上げることの限界収益である。式(5)と比べると、式(18)は、 $0.5(1+\theta)(L-pY)$ だけ大きくなっている。時点2で状態 B のときには、銀行は、必ず存続を認められるので、必ず閉鎖されるときと比べて、社会厚生は $L-pY$ だけ減少する。最善の閉鎖政策のケースと比べて、銀行監督の努力水準の限界収益は大きくなる。式(18)を満たす q を q^0 とすると、 $q^0 > q^{FB}$ になる。

本稿では、銀行監督者の名声重視の影響を分析しているが、監督者は自分のタイプが観察できないために、監督者の私的利益は、努力水準と関係なく、一定になる。努力水準が変化しても私的利益が変化しない状況では、銀行監督者が努力水準を引き上げることはないと思われる。しかし、銀行閉鎖政策が最善になるときよりも、高い努力水準が選ばれるという結果が導かれた。それは、努力水準の引き上げが、私的利益を大きくするからではなく、非効率な閉鎖政策による社会厚生を減少を回避できるからである。将来、銀行監督者は、自己の名声を守るために、支払不能状態にある銀行を存続させる。現時点で銀行監督の努力水準を引き上げると、監督者の私的利益は増加しなくても、将来の銀行の破綻を回避できるので、社会厚生が大きくなる。銀行監督者のタイプが、監督者自身にとっても観察不可能な場合、銀行監督者の名声重視は、私的利益ではなく、閉鎖政策を非効率にすることを通じて、銀行監督に影響を与える。

次に、銀行監督者が、名声を守るために、正の確率で状態 B の銀行を存続させるケース ($\gamma^* = \hat{\gamma}$) を考察する。このケースの一階の条件は、

$$0.5(1+\theta)\{Y - \hat{\gamma}L - (1-\hat{\gamma})pY\} = C'(q) \quad (19)$$

である。 $\hat{\gamma} < 1$ より、式(19)の左辺は、式(18)より小さいが、式(5)よりも大きくなる。式(19)を満たす q を $q^{\hat{\gamma}}$ とすると、 $q^0 > q^{\hat{\gamma}} > q^{FB}$ になる。時点2で支払不能状態にある銀行が存続させられる可能性がある限り、銀行監督者の選択する努力水準は、状態 B の銀行が必ず閉鎖される最善の水準を上回る。

最後に、名声を重視している銀行監督者であっても、時点2で状態 B の銀行を必ず閉鎖するケース ($\gamma^* = 1$) を考察する。このケースでは、一階の条件は、

$$0.5(1+\theta)(Y-L) = C'(q) \quad (20)$$

⁶ なお、評価者は、監督者の努力水準の予想を瞬時に変更できると仮定している。

となり、最善のケースの式(5)と同じである。名声を重視している銀行監督者であっても、時点2で状態Bの銀行を必ず閉鎖するときには、最善のケースと同じ努力水準 q^{FB} を選ぶ。

銀行監督者が、名声からの私的利益を考慮していても、支払不能状態の銀行は必ず閉鎖されるので、社会厚生は減少しない。現時点での努力水準の選択は、監督者の私的利益に影響を与えないので、銀行監督の努力水準を引き上げることの限界収益は、監督者が社会厚生を最大化を目的とするケースと等しくなる。したがって、名声を重視している監督者であっても、最善の閉鎖政策を行うならば、銀行監督においても最善の努力水準を選択する。

本稿の考察結果は、永田(2002)とは異なっている。永田(2002)は、最善の閉鎖政策が行われているという想定のもとで、名声を重視する監督者は、銀行監督の努力水準を引き上げる可能性を示した。永田(2002)では、銀行監督者は自分のタイプを観察できると仮定しているため、監督者が将来得る名声の期待値は、努力水準に依存する。能力の低い監督者は、監督コストの増加により社会厚生が減少することになっても、名声の期待値を高めようとして、努力水準を引き上げようとする。一方、本稿では、銀行監督者は自分のタイプを観察できないために、名声からの私的利益は、努力水準に依存せず、一定になる。それゆえ、銀行閉鎖政策が最善であるならば、監督者は努力水準を引き上げようとはしない。

上述の考察結果をまとめると、以下の命題2が導かれる。

命題2 銀行監督者の名声重視と銀行監督

名声を重視している銀行監督者が、時点2において、命題1のような銀行閉鎖政策を行うとき、時点1で選択される銀行監督の努力水準は、以下ようになる。

1. 時点2において、銀行監督者が、支払不能状態の銀行を必ず存続させる場合、時点1で選択される銀行監督の努力水準は、最善の銀行閉鎖政策のもとで選択される水準を上回る。このケースで選ばれる努力水準は、他のケースと比べて、最も高くなる。
2. 時点2において、銀行監督者が、支払不能状態の銀行を、正の確率で存続させる場合、時点1で選択される銀行監督の努力水準は、最善の銀行閉鎖政策のもとで選択される水準を上回る。
3. 時点2において、銀行監督者が、支払不能状態の銀行を必ず閉鎖する場合、時点1で選択される銀行監督の努力水準は、最善の銀行閉鎖政策のもとで選択される最善の水準と等しくなる。

銀行監督者が名声からの私的利益を考慮しているために、閉鎖政策が非効率になると、銀行監督の努力水準も高くなる。銀行を閉鎖すると、銀行が支払不能状態にあることが明らかになり、評価者は、監督者が有能である可能性は低いと判断する。高い名声を失うことを避けようとして、銀行監督者は、支払不能状態にある銀行を存続させようとする。銀行が支払不能状態に陥ると、社会厚生が大幅に減少するので、銀行監督の努力水準を引き上げることの限界収益は大きくなる。支払不能状態にある銀行を閉鎖することに監督者が消極的になると、銀行監督の努力水準は、最善の閉鎖政策のときに選択される水準よりも高くなる。

本稿のモデルでは、銀行監督者のタイプが、監督者自身にとっても観察不可能であると仮定されているので、銀行監督の努力水準が選択される時点では、監督者の私的利益の期待値は一定になり、努力水準に依存しない。銀行監督者が名声からの私的利益を重視していても、閉鎖政策が最善に行われるならば、銀行監督の努力水準は引き上げられない。したがって、本稿の考察より、監督者が自分のタイプを観察できないとき、銀行監督者の名声重視は、閉鎖政策には直接影響を与えるが、銀行監督に対しては、閉鎖政策を通して間接的に影響を与えていることが明らかになった。

5. まとめ

本稿では、監督者が、銀行監督の努力水準の選択だけでなく、閉鎖政策の意思決定も行っている状況で、銀行監督者の名声重視が、銀行監督と閉鎖政策にどのような影響を与えるのかを分析した。

Boot and Thakor (1993) や永田・三隅 (2000) と同じように、自己の名声を重視している銀行監督者は、支払不能状態にある銀行の存続を認めようとする。支払不能状態にある銀行が早期に閉鎖されないので、社会厚生は大幅に減少する。社会厚生的大幅な減少を回避しようとして、監督者は、銀行監督の努力水準を引き上げようとする。銀行監督者が、支払不能状態にある銀行を閉鎖することに消極的になると、最善の閉鎖政策のときよりも、高い努力水準が選択される。

本稿では、銀行監督者が自分のタイプを観察できないと仮定した。そのため、銀行監督の努力水準が選択される時点では、監督者の私的利益の期待値は、努力水準に依存せず、一定になる。このような状況であっても、銀行閉鎖政策が最善でないと、努力水準が引き上げられる可能性がある。銀行監督者の名声重視は、銀行閉鎖政策に直接影響を与えるが、銀行監督に対しては、閉鎖政策を通して間接的にのみ影響を与える可能性がある。

参考文献

- 清水克俊・堀内昭義(1997)「日本のセーフティネットと金融システムの安定性」, 浅子和美・福田慎一・吉野直行(編)『現代マクロ経済分析』所収(第3章), 東京大学出版会
- 戸谷哲朗(2003)『金融ビッグバンの政治経済学』, 東洋経済新報社
- 永田 邦和(2000)「金融監督におけるインセンティブ問題」『わが国の政策決定システムに関する研究(第Ⅱ期)(下)ーモニタリングと金融監督ー』所収(第3章), 総合研究開発機構(NIRA)
- 永田 邦和(2002)「銀行監督者の名声と過剰な銀行監督」, 鹿児島大学経済学会『経済学論集』第56号, pp.1-12
- 永田 邦和・三隅 隆司(2000)「銀行監督者の名声と裁量的銀行閉鎖政策」, 2000年度日本金融学会秋季大会報告論文
- 藤原 賢哉(2000)「銀行監督行政の問題点」, 小佐野広・本多祐三(編著)『現代の金融と政策』所収(第11章), 日本評論社
- Boot, W.A. and A.V., Thakor(1993) "Self-Interested Bank Regulation", *American Economic Review*, Vol.83, pp.206-212
- Campbell, T.S., Y.S.Chan, and A.M., Marino(1992) "An Incentive-Based Theory of Bank Regulation", *Journal of Financial Intermediation*, Vol.2, pp.255-276

- Davies, S.M. and D.A., McManus(1991) "The Effects of Closure Policies on Bank Risk-Taking", *Journal of Banking and Finance*, Vol.15, pp.917-938
- Gennote, G. and D., Pyle(1991) "Capital Controls and Bank Risk", *Journal of Banking and Finance*, Vol.15, pp.808-824
- Kane, E.J.(1989) "Changing Incentives Facing Financial-Services Regulators", *Journal of Financial Services Research*, Vol.2, pp.265-274
- Kane, E.J.(1990) "Principle-Agent Problem in S&L Salvage", *Journal of Finance*, Vol.45, 755-764
- Kim, D. and A.M., Santomero(1988) "Risk in Banking and Capital Regulation", *Journal of Finance*, Vol.43, pp.1219-1233
- Mailath, G.J. and L.J., Mester(1994) "A Positive Analysis of Bank Closure", *Journal of Financial Intermediation*, Vol.3, pp.272-299
- Merton, R.C.(1977) "An Analytic Derivation of The Cost of Deposit Insurance Loan Guarantees: An Application of Modern Option Pricing Theory", *Journal of Banking and Finance*, Vol.1, pp.3-11